

表 4

～ 申告書の選び方 ～

使用する申告書	申告内容
A様式	申告する所得が給与所得・雑所得・配当所得・一時所得だけで予定納税がない方 ◇給与所得者で医療費控除・住宅借入金等特別控除を受ける方 ◇年金収入がある方 ◇配当金や満期保険金の受け取りなどの収入のある方
B様式	A様式に該当しない方 ◇事業所得・不動産所得・譲渡所得等がある方
	B様式と分離用 ①土地建物等の譲渡所得がある方 ②申告分離課税の株式等の譲渡所得がある方 ③山林所得や退職所得がある方
	B様式と損失用 ④平成17年分の所得金額が赤字の方 ⑤雑損控除額を平成17年分の所得金額から控除すると赤字になる方 ⑥繰越損失額を平成17年分の所得金額から控除すると赤字になる方
町・県民税申告書	上記、所得税の申告書に該当せず、町・県民税の申告が必要な方

申告書の選び方

確定申告は申告の内容により2種類の様式から選択します。申告内容を確認し、別表4を参考に申告書をお選びください。

務課へ送付してください。郵送時は添付書類を忘れずに同封してください。申告の控えが必要な方は、控えに必要事項を記入し、80円切手を貼った返信用封筒を同封してください。なお、申告用紙は役場1階税務課および国府支所に用意してあります。☆国民年金保険料の控除には証明書が必要です！

申告書の自書作成に
ご協力を！

税務署では、申告納税制度の趣旨から、申告などの提出書類をご自身で作成する「自書作成」を推奨しています。収入の状況を最もよく知るところで申告を行うことが大切です。事前に手引きに基づき、自書作成いただくこと比較的短時間で申告を済ませることが出来ます。

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書が作成できる「確定申告書等作成コーナー」を掲載しています。作成し

た申告書をカラープリンターで印刷すれば、そのまま税務署に提出することができます。また、税に関する身近な質問を集めた「タックスアンサー(税金相談)」も掲載しておりますので、ぜひご利用ください。

◎問い合わせ

確定申告について
平塚税務署 個人課税部門
〒254-0812
平塚市松風町2-30
☎(22)1400
町県民税について
税務課 ☎内線253・254
介護保険について
子育て介護課 ☎内線314

消防団員・

消防活動協力者表彰

1月8日(日)に行った大磯町消防出初式において、永年にわたり消防団員として活躍された方、初期消火等で消防活動に協力された方に対し、感謝状を授与しました。当日、表彰を受けられた方は次のとおりです。(順不同、敬称略)

◎永年勤続(20年)

優良消防団員に対する知事表彰

- 団本部 副団長 柳田 修伸
- 第5分団 副分団長 後藤 陽一
- 第11分団 部長 飯田 修司
- 第1分団 班長 星野 正一
- 第2分団 班長 森田 朗夫

◎神奈川県消防協会湘南支部長表彰

- 第9分団 分団長 二宮 賢一
- 第10分団 分団長 守屋 明好
- 第12分団 分団長 安部川雅之
- 第3分団 副分団長 柳枝 進
- 第9分団 副分団長 古正 隆司

◎消防協力者表彰

- (初期消火)
- 水石 宜一
 - 東倉 康二
 - 徳永 則文
 - 加藤 進
- (人命救助)

◎問い合わせ

消防本部 ☎(61)0911

